

幕別町農業ゆとりみらい総合資金 一覧

| 資金区分 | 資金名 | 貸付対象事業 | 限度額 | 償還期間 | 貸付利率 | 貸付対象者及び借受の要件 |
|------|-----------------|---|----------------------|-------------------------------|-------|--|
| 1号資金 | 担い手確保対策資金 | 担い手確保のための雇用対策において、自らが従業員用に建設又は既存建物を改修して宿舍・研修施設等を整備するために要する経費 | 事業費の90%以内で10,000千円まで | 15年又は耐用年数省令に規定する年数のいずれか短い年数以内 | 0.75% | 農業者・生産組織・農業団体であること。 |
| 2号資金 | I C T技術活用機械導入資金 | 農作業の省力化・効率化のため、I C T技術を活用した機械を導入するための経費 | 事業費の90%以内で5,000千円まで | 10年又は耐用年数省令に規定する年数のいずれか短い年数以内 | 無利子 | 農業者・生産組織・農業団体であること。 |
| 3号資金 | 家畜対策資金 | ①牛及び馬等の家畜購入に要する経費 | 10,000千円まで | 5年以内 | 0.75% | 農業者・生産組織・農業団体であること。 |
| | | ②肥育素牛の購入及び飼養管理資金 | | 3年以内（据置2年） | | |
| | | ③一貫生産の肥育期間の飼養管理に要する経費 | 1頭当たり200千円以内 | | | |
| | | ④災害時の停電に対応するための自家発電機器の購入及び配電盤の整備に要する経費並びに災害時の断水に対応するための貯水タンクの購入及びその整備に要する経費 | 事業費の90%以内で5,000千円まで | 5年以内 | 無利子 | |
| 4号資金 | 新規就農者資金 | ①農業後継者の経営継承に当たって必要な経費 | 事業費の90%以内で10,000千円まで | 10年以内 | 無利子 | 農業後継者であること。まくべつ農村アカデミーのニューファーマーコース若しくはリーダー |

| | | | | | | |
|------|----------|--|----------------------|-------------------------------|-------|--|
| | | | | | | コースを受講すること。 |
| | | ②新規参入者が自立経営するのに必要な経費 | 10,000千円まで | 10年以内（据置2年） | | 新規参入者であること。まくべつ農村アカデミーのフロンティアコースを修了すること。 |
| 5号資金 | 有害鳥獣対策資金 | 農作物や家畜に被害を及ぼす動物の防除に要する経費 | 事業費の90%以内で5,000千円まで | 5年以内 | 0.75% | 農業者・生産組織・農業団体であること。 |
| 6号資金 | 特認事業資金 | 1号資金から5号資金の貸付対象事業以外の事業について、農業振興上特に町長が認めたもの。（ただし、土地取得及び負債整理に要する資金を除く） | 事業費の90%以内で50,000千円まで | 10年又は耐用年数省令に規定する年数のいずれか短い年数以内 | 0.75% | 農業者・生産組織・農業団体であること。 |

備考

- 1 貸付対象は、市街化区域を除く区域で実施される事業とする。
- 2 農業関係制度資金又は農協資金が対象となる事業については農業関係制度資金又は農協資金を優先させるものとする。
- 3 貸付対象者は、町税及び使用料等町の収入金を滞納していない者とする。
- 4 6号資金は、農業団体の合意に基づいて整備し、町が補助した施設と重複する施設は対象外とする。
- 5 1経営体に貸付する金額の限度は10,000千円とする。ただし、6号資金の特認事業資金についてはこの限りではない。
- 6 貸付対象者については、町長が特に認めた場合この限りではない。